

平成19年3月22日

本庁関係課（室）の長
土木事務所等の長 } 殿

技術管理課長

「道路工事現場における標示施設等の設置基準」の
事業主体者（発注者）名の取扱いについて（通知）

このことについては、平成18年11月20日付け土木部長より通知しているところですが、平成19年度の出先機関においては、土木事務所から地域振興局建設部及び支所に改編されるなど、今回の組織機構改正に伴い大幅な改編がなされたことから、同設置基準における事業主体（発注者）名の取扱いについて、別紙のとおり定めたので通知します。

なお、平成19年4月1日以降発注する工事に適用することとします。

平成19年度組織機構改正に伴う「道路工事現場における標示施設等の設置基準」における事業主体者（発注者）名の取扱いについて

1 事業主体者（発注者）名の表示について

事業主体者（発注者）名の表示については、第三者の方が判りやすい表示内容とするため、次のとおりとする。

○地域振興局（鹿児島，南薩，北薩，始良・伊佐，大隅）

- ・建設部 → 課名まで表示する。
「鹿児島県○○○地域振興局建設部○○○○課」
（例）鹿児島県鹿児島地域振興局建設部土木建築課
- ・支所 → 支所名まで表示する。
「鹿児島県○○○地域振興局建設部○○支所」
（例）鹿児島県鹿児島地域振興局建設部日置支所

○支庁（熊毛，大島） → 課名まで表示する。

「鹿児島県○○支庁建設部建設課」

○支庁事務所（屋久島，瀬戸内，喜界，徳之島，沖永良部）

- ・屋久島事務所
 - ・瀬戸内事務所
 - ・徳之島事務所
 - ・沖永良部事務所
- } → 課名まで表示する。
「鹿児島県○○支庁○○事務所建設課」
（例）鹿児島県大島支庁沖永良部事務所建設課
- ・喜界事務所 → 係名まで表示する。
「鹿児島県大島支庁喜界事務所建設係」

2 上記1を適用する標示看板様式

- ・様式－1 「工事標示板」
- ・様式－2 「迂回路標示板」
- ・様式－3 「協力依頼板」
- ・様式－4 「協力感謝板」
- ・様式－5 「信号待ち時間」
- ・様式－6 「工事情報看板」
- ・様式－7 「工事説明看板」

3 適用

平成19年4月1日以降発注する工事から適用

○ (参考例) 様式-1

